

人権尊重都市宣言を再確認する決議

日向市議会は平成9年9月議会において「人権尊重都市宣言に関する決議」を行い、基本的人権の大切さを認識すること、日常的にそれを尊重して活動すること、人権を守り自由且つ公正で明るく住みよい日向市を実現するためあらゆる差別を撤廃していくことを宣言した。

以来17年、この間平成11年には「人権擁護推進審議会答申」が出され、これに基づいて「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行された。本市においても「人権教育・啓発推進指針」が策定され、啓発が推進されるなど差別を無くす取り組みが粘り強く進められてきている。これらの成果として、各種調査によれば、本市においても人権尊重主義は市民の間に次第に定着しつつあると言える。

しかし周囲を見回せば、身元調査を目的とした戸籍等不正取得事件、ネット上の差別文書掲示、差別落書き、結婚差別等に明らかなように部落差別は未だ解消されておらず、さらには児童・高齢者虐待、DV、障害者・性的少数者への差別など未だ多くのさまざまな人権問題が存在し、今なお無数の人々が苦しみの中にある。

そのような中、日向市議会はこのほど、議会として初めて「人権・同和問題研修会」を開き、人権が否定されている過酷な現実とそれを無くす活動の大切さを深く学ぶ機会を得た。この貴重な研修を機に、私たちは今一度過去の決議の内容を確認するとともに、人権を尊重する責任ある活動を行う決意を再度表明し、「人権の世紀」にふさわしい、人権を守り自由且つ公正で誰もが安心して暮らせる日向市をめざして努力することを決議する。

平成26年12月19日

日 向 市 議 会